

1 3 環境こだわり農産物を使用した加工食品のマークの表示

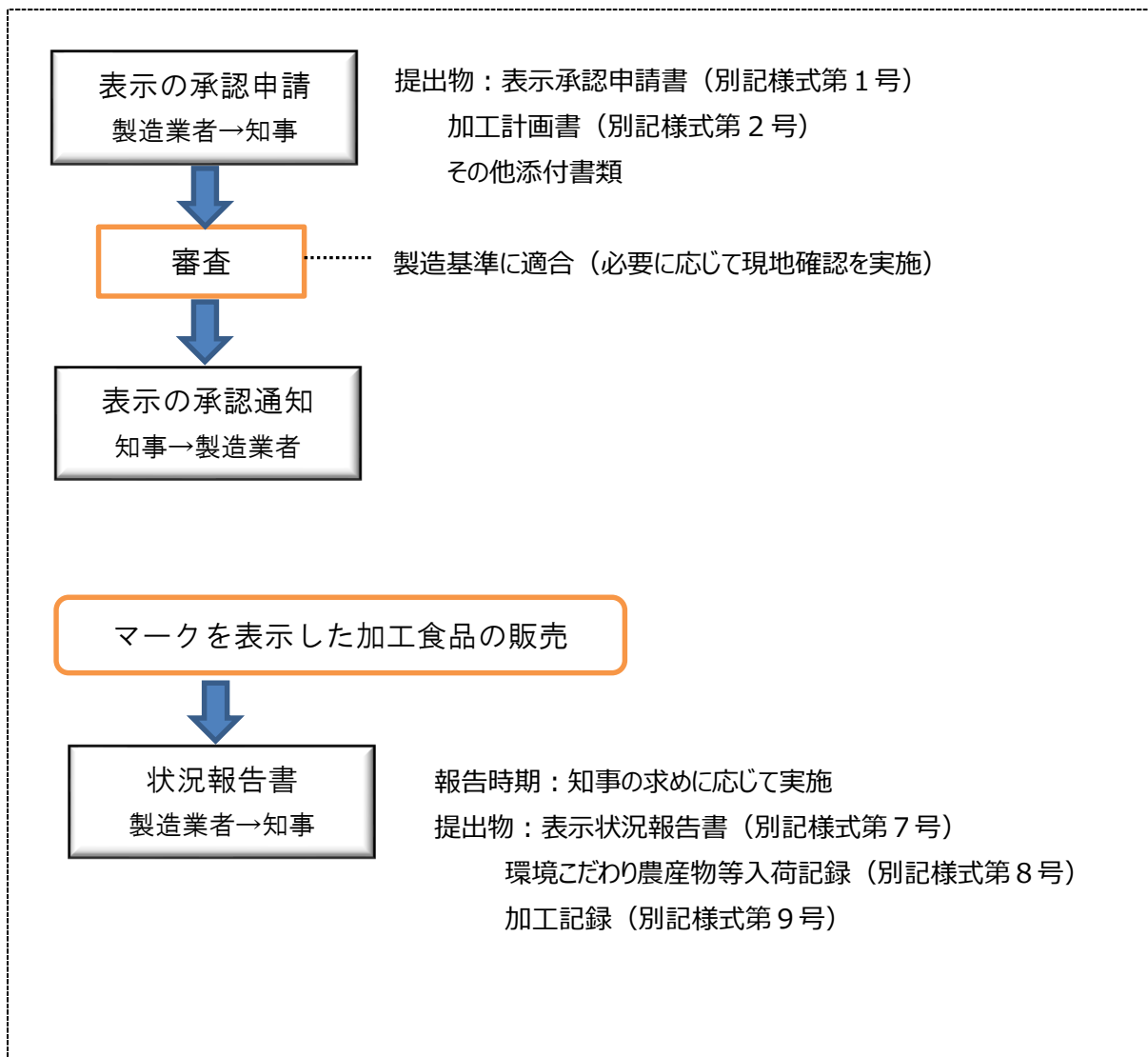
環境こだわり農産物を消費者により広く提供し、環境こだわり農業をさらに推進していくため、環境こだわり農産物を加工した食品について、一定の基準を満たせばマークを表示することができる仕組みを設けています。

■加工食品のマーク表示に関する説明資料 目次

1	申請・手続きの流れ	…	p.2
2	申請を行うことができる者	…	p.2
3	マークの表示ができる加工食品の製造基準	…	p.3
4	申請方法	…	p.4
5	仕入れ、製造、販売（出荷）の記録	…	p.5
6	マークの表示方法について	…	p.5
7	状況報告	…	p.6
8	申請内容に変更が生じたら…変更申請	…	p.6
9	マークの表示の中止	…	p.6
10	その他留意事項	…	p.6
11	Q & A	…	p.7
12	要綱・様式集		
●	要綱 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱	…	p.9
●	様式 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請書		
	（別記様式第1号）	…	p.13
	加工計画書（別記様式第2号）	…	p.14
	環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請事項変更申請書		
	（別記様式第4号）	…	p.15
	環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示中止届出書		
	（別記様式第6号）	…	p.16
	環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示状況報告書		
	（別記様式第7号）	…	p.17
	環境こだわり農産物等入荷記録（別記様式第8号）	…	p.18
	加工記録（別記様式第9号）	…	p.19
●	記入例		
	環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請書		
	（別記様式第1号）	…	p.20
	加工計画書（別記様式第2号）	…	p.21
	環境こだわり農産物等入荷記録（別記様式第8号）	…	p.22
	加工記録（別記様式第9号）	…	p.23

1. 申請・手続きの流れ

申請の事務手続きの流れは下図のとおりです。



2. 申請を行うことができる者

「加工食品にマークを表示しようとする者」は、県内外を問わず申請することができます。

3. マークの表示ができる加工食品の製造基準

以下の条件を満たす加工食品に表示ができます。

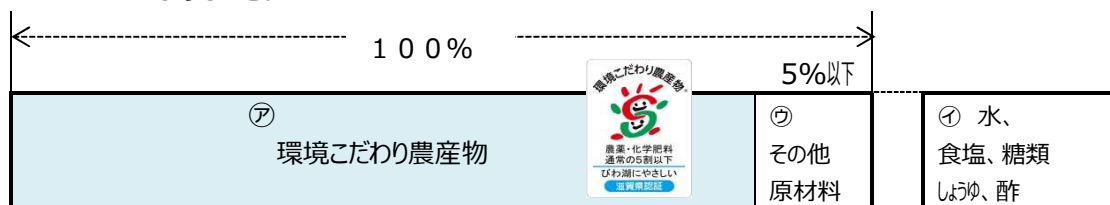
(1) 原材料は下記の㊦、㊧、㊨のみを使用する。

- ㊦ 環境こだわり農産物
- ㊧ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢
- ㊨ ㊦、㊧以外の原材料

※ただし、㊨には㊦の環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこととする。

例えば、環境こだわり農産物の米 95% と環境こだわり農産物でない米 5% を使用することはできない。
「米は環境こだわり農産物 100% 使用」と表示ができるようにする。

(2) 使用割合 ㊧を除く全ての原材料重量の合計のうち、㊨の原材料重量の占める割合が、5%以下であること。



<計算式>
$$\frac{\text{㊨}}{\text{㊦} + \text{㊨}} \leq \frac{5}{100}$$
 (㊧は計算の対象外)

※この計算に用いる重量は、入荷した形態での重量です。

(3) 食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。

【マーク表示適否の具体例】

下表に、加工食品の具体例について、マーク表示の適否を示します。

加工食品の例	原材料			マーク表示について		
	区分	原材料名	㊧を除く原材料総重量に占める割合	適否	計算結果 $\frac{\text{㊨}}{\text{㊦} + \text{㊨}}$	備考
みそ	㊦	米	53%	○	$\frac{1}{100}$	
	㊦	大豆	46%			
	㊨	種こうじ	1%			
	㊧	食塩	-			
みそ	㊦	米	53%	×	$\frac{47}{100}$	計算結果が $\frac{5}{100}$ を超えたため
	㊨	大豆	46%			
	㊨	種こうじ	1%			
	㊧	食塩	-			
もち	㊦	もち米	95%	×		米で環境こだわり農産物 米とそうでないものが同時に 使用されているため×
	-	もち米	5%			

黒豆かきもち	㊦	もち米	95%	○	$\frac{5}{100}$	
	㊧	黒大豆	5%			
	㊨	食塩	-			
	㊦	もち米	90%	×		黒大豆で環境こだわり農産物とそうでないものが同時に使用されているため×
	㊦	黒大豆	5%			
	㊧	黒大豆	5%			
	㊨	食塩	-			
赤かぶ酢漬け	㊦	赤カブ	100%	○	$\frac{0}{100}$	
	㊨	食塩	-			
	㊩	酢	-			
	㊪	砂糖	-			
いちごジャム	㊦	いちご	99%	○	$\frac{1}{100}$	
	㊧	ペクチン	0.5%			
	㊧	クエン酸	0.5%			
	㊨	砂糖	-			
カット野菜	㊦	レタス	90%	○	$\frac{5}{100}$	
	㊦	にんじん	5%			
	㊧	きゅうり	5%			
	㊦	レタス	85%	×	$\frac{10}{100}$	計算結果が $\frac{5}{100}$ を超えたため
	㊦	にんじん	5%			
	㊧	きゅうり	5%			
	㊨	わかめ	5%			

マークの表示条件を満たさない加工食品についても、文章で「環境こだわり農産物〇〇%使用」等の文言を表示することは可能です。（ただし、マークの表示はできません。）

※その場合、必ず使用割合を併記する必要があります（100%の場合に限り省略可）。

4. 申請方法

申請の際に必要な書類は、下記のとおりです。

申請の際の提出書類

- (1) 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 加工計画書（別記様式第2号）
- (3) 食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し
- (4) 法人でない団体が申込みを行う場合、団体の組織および運営についての規約

※様式集および主な様式の記入例は、末尾に添付しています。

申請時期および書類の提出先

申請時期：随時申請が可能

書類の提出先：管轄する農業農村振興事務所(県外事業者は農政水産部みらいの農業振興課)

5. 仕入れ、製造、販売（出荷）の記録

加工食品を製造するに際し、記録の元となる仕入れ伝票等の書類、製造、販売（出荷）の記録等を残しておいて下さい。現地確認の際に閲覧させていただくことがあります。また、製造の有無を問わず、状況報告を提出していただく場合がございますが、その際には環境こだわり農産物等入荷記録と加工記録を提出する必要があります（7. 状況報告を参照のこと）。

6. マークの表示方法について

マークの標準様式は下図のとおりです。

できる限り、右下の囲いを参考に、環境こだわり農産物の説明も付けて下さい。

※表示形態の例：シールの貼付、パッケージへ直接印刷 等

■マークの標準様式



〇〇は環境こだわり農産物®100%

	《特色指定》	《F° 0tλ4C指定》
■ 黒色	スミ	スミ
■ 赤色	DIC564	M100%×Y85%
■ 緑色	DIC643	C100%×Y85%

「環境こだわり農産物®（滋賀県認証）使用」の文字は黒色とする。

■環境こだわり農産物の説明

「環境こだわり農産物」とは

化学合成農薬・化学肥料を慣行の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らして生産されたことを県が認証した農産物です。

また、「環境こだわり農産物」という文言は、滋賀県の登録商標ですので、県の認証を受けた農産物およびそれを原料とする加工品以外で使用し、表示することは出来ません。

※マークの使用枚数は、状況報告をしていただく場合に必要ですので、何枚使用したかを記録し、管理してください。

7. 状況報告

マークの使用等について表示の状況を報告していただく場合があります（製造の有無は問いません）。その際の必要書類は次のとおりです。

状況報告の提出書類

- (1) 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示状況報告書
(別記様式第7号)
- (2) 環境こだわり農産物等入荷記録 (別記様式第8号)
- (3) 加工記録 (別記様式第9号)

8. 申請内容に変更が生じたら … 変更申請

申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更の申請を行って下さい。

変更申請の提出書類

- (1) 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請事項変更申請書
(別記様式第4号)
- (2) 加工の内容に変更が生じた場合には、変更後の加工計画書 (別記様式第2号)

9. マークの表示の中止

マークの表示を中止する場合は、中止届出書を提出いただけます。

中止の際の提出書類

- (1) 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示中止届出書
(別記様式第6号)

10. その他留意事項

①加工食品に関する下記の項目について、県のホームページで情報提供します。

公表する内容：承認番号、申請者名、原材料の環境こだわり農産物名、市町名、加工食品の商品名等

②不正な事実があった場合には、マーク表示承認の取消を行います。

必要に応じて、報告を求め、または、現地確認を行います。

1 1. Q&A

Q 1 重量比の計算は、どの段階の原材料の重量を基に行うのか。

A 1 加工業者が原材料として入手した状態の重量で計算します。

例) 清酒において醸造アルコールを添加する場合

→製造者が入手した状態の原材料の重量で計算を行います。したがって、製造者が醸造アルコールとして入手した場合、醸造アルコールとして5%以下の添加率であれば認められます。

Q 2 食品添加物は使用してはいけないか。

A 2 食品添加物の使用については、製造基準で禁止していません。

ただし、食品添加物含む「環境こだわり農産物以外の原材料」の重量が、5%を超える場合は、製造基準を満たさないことになります。

Q 3 かす漬け、ぬか漬けの商品中の、「粕」や「糠」は重量比で5%を越えてしまう場合があるが、環境こだわり農産物の野菜が使われていれば表示可能か。類似する例で、梅干しの赤しそは？

A 3 漬物の漬け材料については、商品として包装された際に、重量比5%以下であればかまいません。ただし、重量比の計算は入手段階で行うこととしているため、商品になってからの重量を量って5%以下ということではないことに注意してください。

上記に関わる個々のケースについては下記のとおり対応してください。

- ①粕漬け、ぬか漬け：粕、ぬかは品質を損なわない程度にできるだけ取り除くものとします。別記様式第2号の加工計画書の原材料の表には、実際に使用する粕、ぬかの量を記入し、備考欄に「商品では取り除く」等の注意書きを添え、計算式からは除きます。
- ②梅干しの場合：赤しそは、例えば原材料入手段階での重量比で10%使用した場合には、商品として包装する前に外観で概ね半分以上取り除いてから入れる等の方法で5%以下に抑えます。
申請様式の第2号の加工計画書は、5%以下のおおよその重量（原料入手段階での重量）を記入します。

Q 4 洋菓子類は、小麦粉の他に、バター、鶏卵を多く使用するが、表示はできないのか。

A 4 バター、鶏卵はイの原材料に含まれず、多くが認められないと考えられます。バター、鶏卵等があわせて5%以下のものであれば認められます。

Q 5 お酒の場合は、食品衛生法でなく酒税法に基づく免許を取得し、表示も酒税法に基づく表示を行うが、様式2の加工計画書には、どう記入したらよいか。

A 5 酒税法に基づくものを記入してください。

Q 6 ミックスのおかき等、いろいろな種類のことをミックスした場合、製造基準を満たすかどうかの判断はどのようにしたらよいか。

A 6 消費者が購入する商品として袋詰めした中に、環境こだわり農産物、副原料がどのような割合で使用されているかを計算します。下記の例を参考にしてください。

例) ミックスのおかき

基本のおかき：もち米一升(3kg)、砂糖(0.4kg)、食塩(0.08kg)、サラダ油(0.05kg)、炭酸(0.01kg)

基本をベースとし、下記の五種類が同じ量ずつ混合されている場合

プレーン（塩）	基本
しょうゆ味	基本の食塩を 0.04kg とし、しょうゆ(0.1kg)をプラス
しそ風味	基本 + しそ(0.2kg)
干しエビ風味	基本 + 干しエビ(0.05kg)
ごま風味	基本 + ごま(0.2kg)

上記の五種類を 1 ロットずつ混ぜたものをミックスおかきの 1 ロットと考えます。

個々の区分の重量を整理すると、下記のとおり。

㊦ 環境こだわり農産物 もち米：3kg × 5 = 15kg

㊧ 砂糖、食塩、しょうゆ 計算の対象外

㊨ その他の原材料

サラダ油(共通) + 炭酸(共通) + しそ + 干しエビ + ごま
 $0.05\text{kg} \times 5 + 0.01\text{kg} \times 5 + 0.2\text{kg} + 0.05\text{kg} + 0.2\text{kg} = 0.75\text{kg}$

以上を製造基準の計算式に当てはめます。

$$\frac{\text{㊨の計 (0.75)}}{\text{㊦の計 (15) + ㊨の計 (0.75)}} \times 100 = (4.7) \leq 5$$

この例では、基準をクリアしているためマークの表示が可となります。

なお、ミックスする個々のおかきを見た場合、プレーン、しょうゆ、干しエビは問題ないですが、しそ、ごまは 5% を超えます。しそ、ごまだけのおかきを袋詰めすると基準はクリアできませんが、ミックスした全体において、その他の原材料が 5% を下回れば表示可ということになります。

12. 要綱・様式集

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱

(目的)

第1 この要綱は、環境こだわり農産物を原材料とする加工食品に、環境こだわり農産物にかかる図柄（以下「マーク」という。）が表示できるよう、必要な事項を定めることとする。

(用語)

第2 この要綱で使用する用語は、滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号。）および滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則（平成15年滋賀県規則第58号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 「マーク」とは、規則第7条に定める別記様式第3号の図柄をいう。

3 「加工食品」とは、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定義されるものとする。

(表示の対象)

第3 表示の対象は、環境こだわり農産物を原材料として使用し、さらに別記1の製造基準を満たす加工食品とする。

(表示様式等)

第4 マークの表示の様式は、別記2のとおりとする。

2 マークの表示は、加工食品、その包装もしくは容器、または加工食品に近接して掲示する立て札およびこれに類するものに付して行うものとする。

(申請)

第5 加工食品にマークを表示しようとする者は、その加工食品の種類ごとに次に掲げる書類を添えて、承認申請書（別記様式第1号）により知事に申請するものとする。

- (1) 加工計画書（別記様式第2号）
- (2) 食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し
- (3) 法人でない団体が申込みを行う場合、団体の組織および運営についての規約

2 知事は、第1号の申請があったときは、当該加工食品の製造方法その他必要な事項について調査を行い、当該加工食品が製造基準に適合すると認めるときは、マークの表示を承認する旨を承認通知書（別記様式第3号）により、適合すると認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6 第5第2号の規定によりマークの表示を承認された者（以下「マーク表示業者」という。）は、申請内容を変更するときは、変更申請書（別記様式第4号）により知事に申請するものとする。

2 知事は、前号の申請内容が基準に適合すると認めるときは、変更申請承認通知書（別記様式第5号）により、適合すると認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(表示の中止)

第7 マークの表示を中止する場合は、中止届出書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。

(承認の取り消し)

第8 知事は、マーク表示業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、是正措置を講じることが求め、もしくは第5または第6の承認を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第5第2号の承認を受けたとき。
- (2) マークを不正または不適正に使用していると認めるとき。

(報告)

第9 知事は、必要に応じマーク表示業者に対して、表示を行った加工食品の生産、販売状況およびマークの管理状況について、次に掲げる書類を添えた状況報告書（別記様式第7号）により報告を求めることができる。

- (1) 環境こだわり農産物等入荷記録（別記様式第8号）
- (2) 加工記録（別記様式第9号）

2 マーク表示業者は、原材料の仕入れ伝票等の書類を3年間保管しておくものとする。

(調査等)

第10 知事は、マーク表示業者に対し、当該業者の協力を得て、必要に応じ報告を求め、または調査を行うものとする。

(マーク表示業者の情報提供等)

第11 マーク表示業者は、マークを付した加工食品の原材料および加工等に関する情報について、消費者および流通業者等に積極的に提供し、信頼の向上に努めるものとする。

2 県は次に掲げる項目について滋賀県のホームページ等の広報媒体を利用して、マーク表示業者の情報の提供を行うものとする。

- (1) 承認番号

- (2) マーク表示業者の氏名（法人または団体にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所所在地の市町名）
- (3) 原材料の環境こだわり農産物の農作物名
- (4) 加工食品の商品名
- (5) その他知事が必要と認める事項

（書類の提出）

第12 この要綱において、知事に提出する書類は、住所地を管轄する農業農村振興事務所（県外にあつては農政水産部）に提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成20年9月8日から施行する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月27日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年6月27日から施行する。

別記1




製造基準

- 1) 原材料として下記のア、イおよびウのみを使用すること。
ただし、ウにはアの環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこととする。
ア 環境こだわり農産物
イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢
ウ ア、イ以外の原材料
- 2) 原材料の使用割合は、イを除く全ての原材料重量の合計のうち、ウの原材料重量の占める割合が、5%以下であること。
- 3) 食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。
- 4) 原材料の環境こだわり農産物は、同一の他の農産物などの混入がないよう管理すること。

別記 2



(注)

		《特色指定》	《F° 吨入 4C 指定》
	黒色	スミ	スミ
	赤色	DIC564	M100%×Y85%
	緑色	DIC643	C100%×Y85%

- 1 下記の標準様式を基本に、「○○は環境こだわり農産物®100%」（○○には、使用した環境こだわり農産物の農作物名を記入する）をマークに隣接する見やすいところに併せて表示すること。
- 2 図柄の配色は（注）のとおりとする。
「環境こだわり農産物®（滋賀県認証）使用」の文字は黒色とする。
- 3 当分の間、従前の様式を使用できる。

※標準様式



○○は環境こだわり農産物®100%

別記様式第1号（第5第1号関係）

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者

住所

氏名

法人または団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号

担当者氏名

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱第5第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

加工食品名（商品名）			
製造事業所	名称		
	所在地 電話番号		
	製造管理担当者の 所属および氏名		
使用する環境こだわり農産物		環境こだわり農産物の種類名	主な入荷予定の栽培責任者氏名

（添付書類）（1）別記様式第2号 加工計画書

（2）食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し

（3）法人でない団体の場合、団体の組織および運営についての規約

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

加工計画書

申請者氏名： _____ 平成 年 月 日

1 原材料および製品重量（1ロットあたり）

原 材 料 の 区 分	1ロットの使用数量	備 考
ア 環境こだわり農産物		
	Kg	
	Kg	
	Kg	
	Kg	
アの計	Kg	
イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢		
	Kg	
	Kg	
	Kg	
	Kg	
イの計	Kg	
ウ その他の原材料		
	Kg	
	Kg	
	Kg	
	Kg	
ウの計	Kg	
1ロットの製品重量		Kg

《製造基準の適合性判定》

ウの計		× 100 =		≤ 5
アの計		+	ウの計	
				ロット／年

2 加工予定量

3 加工、包装その他の工程の概要

※注 加工等の概要について、フロー図を記入

別記様式第4号（第6第1号関係）

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請事項
変更申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者

住所

氏名

法人または団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号

担当者氏名

先に承認を受けたことについて、下記のとおり変更したいので、環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱第6第1号の規定に基づき申請します。

記

承認番号		
加工食品名（商品名）		
変更内容	変更事項	
	変更の理由	

（添付書類）

- ・加工計画書（別記様式第2号）の内容の変更を伴う場合は、変更後の加工計画書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第6号（第7関係）

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示中止届出書

年 月 日

滋賀県知事

申請者

住所

氏名

法人または団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号

担当者氏名

先に承認を受けたこのことについて、加工食品の製造を中止したいので、環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱第7の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

承認番号	
加工食品名（商品名）	
中止理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第7号（第9第1号関係）

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示状況報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者

住所

氏名

法人または団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号

担当者氏名

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱第9第1号に基づき、関係書類を添えて使用状況を報告します。

承認番号	
加工食品名（商品名）	
マーク表示実績 (枚)	

（添付書類）

- (1) 環境こだわり農産物等入荷記録（別記様式第8号）
- (2) 加工記録（別記様式第9号）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

環境こだわり農産物等入荷記録

承認番号

氏 名

年月日	環境こだわり農産物		入荷元の名称	数量 (kg)	備考
	農作物名	栽培責任者氏名			

※報告年度の加工に用いた環境こだわり農産物について記入してください。

加工記録

加工食品承認番号:

氏名:

使用原材料の区分	加工時期							
ア 環境こだわり農産物								
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
アの計	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢								
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
イの計	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
ウ その他の原材料								
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
ウの計	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
出荷時期								
出荷数量	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
備考								

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示承認申請書

〇〇年〇月〇日

滋賀県知事

申請者

住所 滋賀県大津市京町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 滋賀 太郎

法人または団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号 □□□-△△△-〇〇〇〇

担当者氏名 滋賀 次郎

環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱第5第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

加工食品名（商品名）		味噌(環境こだわり味噌)	
製造事業所	名称	〇〇工場	
	所在地	滋賀県大津市打出浜〇丁目〇番〇号	
	電話番号)	〇〇〇-□□□-△△△△	
	製造管理担当者の所属および氏名	生産部 生産管理課 課長 滋賀 びわ子	
使用する環境こだわり農産物	環境こだわり農産物の種類名	主な入荷予定の栽培責任者氏名	
	水稻(米) 大豆	近江 太郎	

製造が適正に行われるよう管理する者(より現場に近く、かつ責任のある者)を記入

- (添付書類) (1) 別記様式第2号 加工計画書
 (2) 食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し
 (3) 法人でない団体の場合、団体の組織および運営についての規約

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

加工計画書

申請者名：株式会社〇〇〇〇 代表取締役 滋賀太郎

〇〇年〇月〇日

1 原材料および製品重量 (1ロットあたり)

原材料の区分	1ロットの使用数量	備考
ア 環境こだわり農産物		
水稲(米)	15 kg	
大豆	13 kg	
	kg	
	kg	
アの計	28 kg	
イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢		
塩	7 kg	
	kg	
	kg	
	kg	
イの計	7 kg	
ウ その他の原材料		
種こうじ	0.016 kg	
	kg	
	kg	
	kg	
ウの計	0.016 kg	
1ロットの製品重量		50 kg

《製造基準の適合性判定》

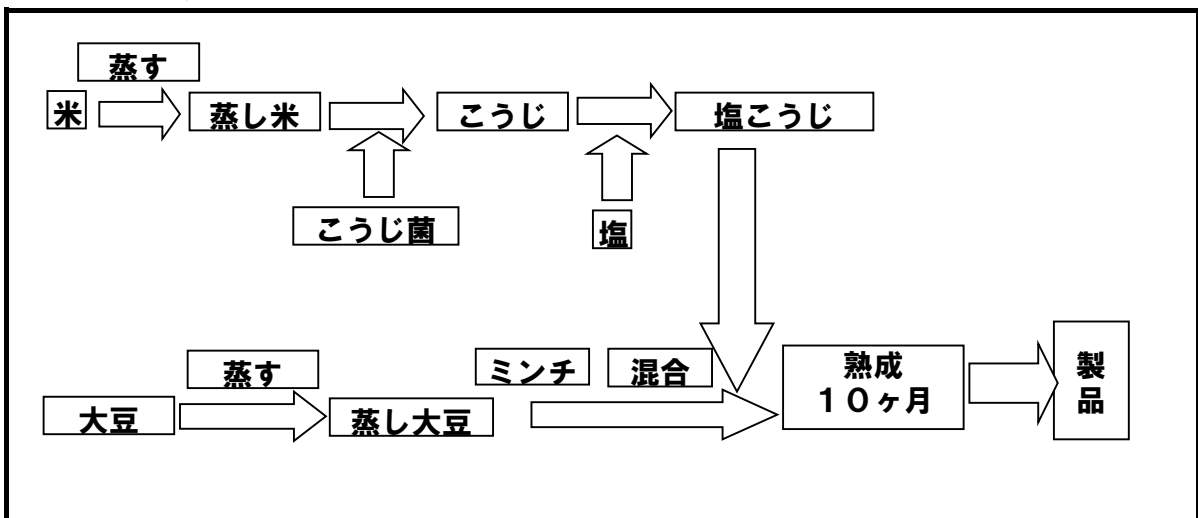
注) 加工後の製品重量を記載

$$\frac{\text{アの計 } 28 + \text{ウの計 } 0.016}{50} \times 100 = 0.06 \leq 5$$

2 加工予定量

5 ロット/年

3 加工、包装その他の行程の概要



※注 加工等の概要について、フロー図を記入。

環境こだわり農産物等入荷記録

承認番号 〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 滋賀 太郎

年月日	環境こだわり農産物		入荷元の名称	数 量 (kg)	備 考
	農作物名	栽培責任者氏名			
●●.11.1	水稲(米)	近江 太郎	〇〇JA環境こだわり 米部会	60	
●●.11.3	水稲(米)	琵琶 花子	□□環境こだわり米研 究会	15	
●●.11.5	大豆	近江 次郎	〇〇JA環境こだわり 大豆部会	65	

※報告年度の加工に用いた環境こだわり農産物について記入してください。

加 工 記 録

加工食品承認番号: ○○○○○

氏 名: 株式会社○○○○ 代表取締役 滋賀 太郎

使用原材料の区分	加工時期						
	20●●.12						
ア 環境こだわり農産物							
水稲(米)	75 kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
大豆	65 kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
アの計	140 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢							
食塩	35 kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
こうじ菌	0.08 kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
イの計	35.08 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
ウ その他の原材料							
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
ウの計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
出 荷 時 期	2019.10~						
出 荷 数 量	250 kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
備 考	※出荷時期および数量は予定						